

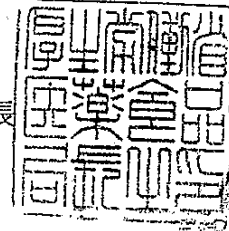


薬食発1215第2号
平成22年12月15日

各 都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区长 殿



厚生労働省医薬食品局長



毒物及び劇物指定令の一部改正等について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成22年政令第242号）（官報第5458号（平成22年12月15日））及び毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第125号）（官報第5458号（平成22年12月15日））が公布されたので、下記事項に留意の上、関係各方面に対する周知徹底方御配慮願いたい。

なお、同旨の通知を社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、社団法人日本薬剤師会会長及び社団法人日本化学工業品輸入協会会長宛に発出することとしていることを申し添える。

記

第1 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令について

1 次に掲げる物を劇物に指定したこと。

- (1) 3-アミノメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシルアミン（別名イソホロンジアミン）及びこれを含有する製剤
- (2) オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤
- (3) 1, 3-ジクロロプロペン及びこれを含有する製剤

2 次に掲げる物を劇物から除外したこと。

- (1) 4-[6-(アクリロイルオキシ)ヘキシルオキシ]-4'-シアノビフェニル及びこれを含有する製剤
- (2) アセトニトリル40%以下を含有する製剤
- (3) N-[(RS) -シアノ(チオフェン-2-イル)メチル]-4-エチル-2-(エチルアミノ)-1, 3-チアゾール-5-カルボキサミド（別名エタボキサム）及びこれを含有する製剤
- (4) 4-シアノ-3-フルオロフェニル-4-[(3E) -ペンタ-3-エン-1-イル]ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (5) 2-シアノ-N-メチル-2-[3-(2, 4, 6-トリオキソテトラヒドロピリミジン-5(2H)-イリデン)-2, 3-ジヒドロ-1H-イソイ

ンドール-1-イリデン] アセトアミド (別名ピグメントイエロー185) 及びこれを含有する製剤

- (6) 4-[トランス-4-[2-(トランス-4-ブチルシクロヘキシル) エチル] シクロヘキシル] ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (7) 4-[トランス-4-[2-(トランス-4-プロピルシクロヘキシル) エチル] シクロヘキシル] ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

3 施行期日

平成22年12月31日から施行することとしたこと。ただし、第1の2の劇物からの除外に係る改正規定については、公布の日から施行することとしたこと。

4 経過措置等

新たに劇物に指定された第1の1に掲げるものについては、既に製造、輸入及び販売されている実情に鑑み、平成22年12月31日(施行日)現在、その製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、平成23年3月31日までは、法第3条(禁止規定)、第7条(毒物劇物取扱責任者)及び第9条(登録の変更)の規定は適用されず、また、現に存する物については、平成23年3月31日までは、法第12条(毒物又は劇物の表示)第1項(法第22条第5項において準用する場合を含む。)及び第2項の規定は適用されないこととしたこと。

これらの者に対しては速やかに登録を受け、毒物劇物取扱責任者を設置するとともに、適正な表示を行うよう指導すること。また、現に存する物に関しても、法第12条第3項、第14条、第15条、第15条の2、第16条等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用されるものであるため、関係業者を適正に指導すること。

第2 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令について

- 1 次に掲げる物を農業用品日販売業者が取り扱うことができる劇物に指定したこと。

1, 3-ジクロロプロペン及びこれを含有する製剤

- 2 次に掲げる物を農業用品日販売業者が取り扱うことができる劇物の指定を解除したこと。

N-[(RS) -シアノ (チオフェン-2-イル) メチル] -4-エチル-2-(エチルアミノ)-1, 3-チアゾール-5-カルボキサミド (別名エタボキサム) 及びこれを含有する製剤

3 施行期日

平成22年12月31日から施行することとしたこと。ただし、第2の2の劇物からの除外に係る改正規定については、公布の日から施行することとしたこと。

第3 その他

今般の改正部分の新旧対照表については別添1及び別添2に示すとおりであること。

また、今般、毒物又は劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については、別添3のとおりであること。

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○ 毒物及び劇物指定令(昭和四十年政令第二号) (抄)

改 正 案

現 行

(傍線の部分は改正部分)

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一 四の三 (略)

四の四 L-ニ-アミノ-四- (ヒドロキシ) (メチル) ホスフィン
 ノイル) プチリル-L-アラニル-L-アラニン、その塩類及びこれら
 らのいずれかを含有する製剤。ただし、L-ニ-アミノ-四-
 (ヒドロキシ) (メチル) ホスフィンノイル) プチリル-L-アラニ
 ル-L-アラニンとして一九%以下を含有するものを除く。

四の五 三-アミノメチル-三-五-五-トリメチルシクロヘキシル

アミン(別名イソホロンジアミン)及びこれを含有する製剤

四の六 三- (アミノメチル) ベンジルアミン及びこれを含有する製
 剤。ただし、三- (アミノメチル) ベンジルアミン八%以下を含有
 するものを除く。

五 十八 (略)

十八の二 (一R・ニS・三R・四S) -七-オキサビシクロ「二・
 二・一」ヘプタン-二・三-ジカルボン酸(別名エンドタル)、
 その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、(一R・
 ニS・三R・四S) -七-オキサビシクロ「二・二・一」ヘプタン

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一 四の三 (略)

四の四 L-ニ-アミノ-四- (ヒドロキシ) (メチル) ホスフィン
 ノイル) プチリル-L-アラニル-L-アラニン、その塩類及びこ
 れら
 らのいずれかを含有する製剤。ただし、L-ニ-アミノ-四-
 (ヒドロキシ) (メチル) ホスフィンノイル) プチリル-L-アラニ
 ル-L-アラニンとして一九%以下を含有するものを除く。

四の五 三- (アミノメチル) ベンジルアミン及びこれを含有する製
 剤。ただし、三- (アミノメチル) ベンジルアミン八%以下を含有
 するものを除く。

五 十八 (略)

十八の二 (一R・ニS・三R・四S) -七-オキサビシクロ「二・
 二・一」ヘプタン-二・三-ジカルボン酸(別名エンドタル)、
 その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、(一R・
 ニS・三R・四S) -七-オキサビシクロ「二・二・一」ヘプタン

一・二・三—ジカルボン酸として一・五%以下を含有するものを除く。

十八の三 オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤

十八の四 一・二・四・五・六・七・八—オクタクロロ—二・三
・三a・四・七・七a—ヘキサヒドロ—四・七—メタノ—一H—イ
ンデン、一・二・三・四・五・六・七・八—八—ノナクロロ—二・
三・三a・四・七・七a—ヘキサヒドロ—四・七—メタノ—一H—
インデン、四・五・六・七・八—八—ヘキサクロロ—三a・四・七
・七a—テトラヒドロ—四・七—メタノインデン、一・四・五・六
・七・八—八—ヘプタクロロ—三a・四・七・七a—テトラヒドロ
—四・七—メタノ—一H—インデン及びこれらの類縁化合物の混合
物(別名クロルデン)並びにこれを含有する製剤。ただし、一・二
・四・五・六・七・八—八—オクタクロロ—二・三・三a・四・七
・七a—ヘキサヒドロ—四・七—メタノ—一H—インデン、一・二
・三・四・五・六・七・八—八—ノナクロロ—二・三・三a・四・
七・七a—ヘキサヒドロ—四・七—メタノ—一H—インデン、四・
五・六・七・八—八—ヘキサクロロ—三a・四・七・七a—テトラ
ヒドロ—四・七—メタノインデン、一・四・五・六・七・八—八—
ヘプタクロロ—三a・四・七・七a—テトラヒドロ—四・七—メタ
ノ—一H—インデン及びこれらの類縁化合物の混合物六%以下を含
有するものを除く。

十九—三十一の二 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲
げるものを除く。

一・二・三—ジカルボン酸として一・五%以下を含有するものを除く。

十八の三 一・二・四・五・六・七・八—オクタクロロ—二・三

・三a・四・七・七a—ヘキサヒドロ—四・七—メタノ—一H—イ
ンデン、一・二・三・四・五・六・七・八—八—ノナクロロ—二・
三・三a・四・七・七a—ヘキサヒドロ—四・七—メタノ—一H—
インデン、四・五・六・七・八—八—ヘキサクロロ—三a・四・七
・七a—テトラヒドロ—四・七—メタノインデン、一・四・五・六
・七・八—八—ヘプタクロロ—三a・四・七・七a—テトラヒドロ
—四・七—メタノ—一H—インデン及びこれらの類縁化合物の混合
物(別名クロルデン)並びにこれを含有する製剤。ただし、一・二
・四・五・六・七・八—八—オクタクロロ—二・三・三a・四・七
・七a—ヘキサヒドロ—四・七—メタノ—一H—インデン、一・二
・三・四・五・六・七・八—八—ノナクロロ—二・三・三a・四・
七・七a—ヘキサヒドロ—四・七—メタノ—一H—インデン、四・
五・六・七・八—八—ヘキサクロロ—三a・四・七・七a—テトラ
ヒドロ—四・七—メタノインデン、一・四・五・六・七・八—八—
ヘプタクロロ—三a・四・七・七a—テトラヒドロ—四・七—メタ
ノ—一H—インデン及びこれらの類縁化合物の混合物六%以下を含
有するものを除く。

十九—三十一の二 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲
げるものを除く。

- (1) 四―「六―(アクリロイルオキシ)ヘキシルオキシ」―四―シ
 アノピフェニル及びこれを含有する製剤
- (2) 「二―アセトキシ―(四―ジエチルアミノ)ベンジリデン」マ
 ロノニトリル及びこれを含有する製剤
- (3) アセトニトリル四〇%以下を含有する製剤
- (4) 五―アミノ―(二・六―ジクロロ―四―トリフルオロメチ
 ルフェニル)―四―エチルスルフェニル―H―ピラゾール―三
 ―カルボニトリル(別名エチプロール)及びこれを含有する製剤
- (5) (39) (略)
- (40) N―(二―シアノー・二―ジメチルプロピル)―二―(二・
 四―ジクロロフェノキシ)プロピオンアミド及びこれを含有する
 製剤
- (41) N―「(RS)―シアノ(チオフェン―ニール)メチル」―
 四―エチル―二―(エチルアミノ)―一・三―チアゾール―五―
 カルボキサミド(別名エタボキサム)及びこれを含有する製剤
- (42) 四―シアノー―四―ビフェニル||トランス―四―エチル―
 シクロヘキサノカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (43) (71) (略)
- (72) 四―シアノー―三―フルオロフェニル||四―ヘプチルベンゾア
 ト及びこれを含有する製剤
- (73) 四―シアノー―三―フルオロフェニル||四―「(三E)―ペンタ
 ―三―エン―ニール」ベンゾアト及びこれを含有する製剤
- (74) 四―シアノー―三―フルオロフェニル||四―(ペンチルオキシメ
 チル)ベンゾアト及びこれを含有する製剤

- (1) 「二―アテトキシ―(四―ジエチルアミノ)ベンジリデン」マ
 ロノニトリル及びこれを含有する製剤
- (2) 五―アミノ―(二・六―ジクロロ―四―トリフルオロメチ
 ルフェニル)―四―エチルスルフェニル―H―ピラゾール―三
 ―カルボニトリル(別名エチプロール)及びこれを含有する製剤
- (3) (37) (略)
- (38) N―(二―シアノー・二―ジメチルプロピル)―二―(二・
 四―ジクロロフェノキシ)プロピオンアミド及びこれを含有する
 製剤
- (39) 四―シアノー―四―ビフェニル||トランス―四―エチル―
 シクロヘキサノカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (40) (68) (略)
- (69) 四―シアノー―三―フルオロフェニル||四―ヘプチルベンゾア
 ト及びこれを含有する製剤
- (70) 四―シアノー―三―フルオロフェニル||四―(ペンチルオキシメ
 チル)ベンゾアト及びこれを含有する製剤

- (134) | 四—「トランス—四—」二—(トランス—四—プロピルシクロ
- (133) | トランス—四—(五—プロピル—・三—ジオキサ—二—イ
- (120) | (132) | (略)
- (119) | 四—「トランス—四—」(トランス—四—ブチルシクロヘキシ
- (118) | 四—「トランス—四—」二—(トランス—四—ブチルシクロヘ
- (117) | トランス—四—(五—ブチル—・三—ジオキサ—二—イル
- (80) | (116) | (略)
- (79) | N—シアノメチル—四—(トリフルオロメチル) ニコチンアミ
- (78) | 二—シアノ—N—メチル—二—「三—」(二—・四—・六—トリオキ
- (77) | α—シアノ—四—フルオロ—三—フェノキシベンジル||三—(
- (75) | (76) | (略)

- (127) | (114) | (113) | 四—「トランス—四—」(トランス—四—ブチルシクロヘキシ
- (126) | (略)
- (112) | (75) | (74) | N—シアノメチル—四—(トリフルオロメチル) ニコチンアミ
- (73) | (71) | (72) | (略)

「ヘキシル」エチル」シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(135) 四―〔トランス―四―(トランス―四―プロピルシクロヘキシル)シクロヘキシル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(136) |
| (163) |
(略)

三十三〜四十一 (略)

四十一の二・二・四―ジクロロローα・α・α―トリフルオロー四―ニトロメタトルエンシルホンアニリド (別名フルスルファミド) 及びこれを含有する製剤。ただし、二・四―ジクロロローα・α・α―トリフルオロー四―ニトロメタトルエンシルホンアニリド〇・三%以下を含有するものを除く。

四十一の三 一・三―ジクロロプロペン及びこれを含有する製剤

四十二 二・三―ジ―(ジエチルジチオホスホロ)―パラジオキサンを含有する製剤

四十三〜百九 (略)

2 (略)

(128) 四―〔トランス―四―(トランス―四―プロピルシクロヘキシル)シクロヘキシル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(129) |
| (156) |
(略)

三十三〜四十一 (略)

四十一の二・二・四―ジクロロローα・α・α―トリフルオロー四―ニトロメタトルエンシルホンアニリド (別名フルスルファミド) 及びこれを含有する製剤。ただし、二・四―ジクロロローα・α・α―トリフルオロー四―ニトロメタトルエンシルホンアニリド〇・三%以下を含有するものを除く。

四十二 二・三―ジ―(ジエチルジチオホスホロ)―パラジオキサンを含有する製剤

四十三〜百九 (略)

2 (略)

○ 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 (傍線の部分は改正部分)

改 正 案

現 行

別表第一 (第四条の二関係)

劇物

一〇十一の八 (略)

十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (33) (略)

(34) N—(—シアノー—・ニ—ジメチルプロピル)—ニ—(二

・四—ジクロロフェノキシ) (プロピオンアミド及びこれを含有する製剤)

(35) N—「(RS)—シアノ(チオフエン—ニ—イル)メチル」

—四—エチル—ニ—(エチルアミノ)—ニ—三—チアゾール—

五—カルボキサミド(別名エタボキサム)及びこれを含有する製剤

(36) 四—シアノー—四—ピフェニリル||トランス—四—エチル—

—シクロヘキサニカルボキシラート及びこれを含有する製剤

(37) (144) (略)

十二〇十九 (略)

十九の二—ニ—四—ジクロロ— α ・ α ・ α —トリフルオロ—四—ニ—トロメタトルエンスルホンアニリド(別名フルスルフアミド)及

別表第一 (第四条の二関係)

劇物

一〇十一の八 (略)

十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (33) (略)

(34) N—(—シアノー—・ニ—ジメチルプロピル)—ニ—(二

・四—ジクロロフェノキシ) (プロピオンアミド及びこれを含有する製剤)

(35) 四—シアノー—四—ピフェニリル||トランス—四—エチル—

—シクロヘキサニカルボキシラート及びこれを含有する製剤

(36) (143) (略)

十二〇十九 (略)

十九の二—ニ—四—ジクロロ— α ・ α ・ α —トリフルオロ—四—ニ—トロメタトルエンスルホンアニリド(別名フルスルフアミド)及

びこれを含む製剤。ただし、二・四―ジクロロ α ・ α ・ α ―トリフルオロ―四―ニトロメタトルエンホルンアニリド〇・三%以下を含むものを除く。

二十一から二十四まで 削除

二十四の二 ジニトロメチルヘプチルフエニルクロトナート(別名ジノカップ)及びこれを含む製剤。ただし、ジニトロメチルヘプチルフエニルクロトナート〇・二%以下を含むものを除く。

二十四の三、六十八 (略)

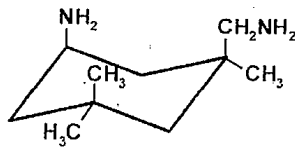
びこれを含む製剤。ただし、二・四―ジクロロ α ・ α ・ α ―トリフルオロ―四―ニトロメタトルエンホルンアニリド〇・三%以下を含むものを除く。

二十一から二十四まで 削除

二十四の二 ジニトロメチルヘプチルフエニルクロトナート(別名ジノカップ)及びこれを含む製剤。ただし、ジニトロメチルヘプチルフエニルクロトナート〇・二%以下を含むものを除く。

二十四の三、六十七 (略)

劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
3-アミノメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシルアミン(別名イソホロンジアミン)	 <p>C₁₀H₂₂N₂ 分子量 170.3 CAS No. 2855-13-2</p>	原体及びこれを含有する製剤	外観:特徴的な臭気を有する無色～わずかにうすい黄色の液体 沸点:247℃ 融点:— 蒸気密度:5.9(空気=1) 比重:0.926(g/mL)(25℃) 蒸気圧:2Pa(20℃) 溶解性:水に非常によく溶ける。 引火性:引火点(110℃,Closed cup) 安定性:— 反応性:—	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 1,030 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) — 急性吸入毒性 LC ₅₀ (ppm(4hr)) ラット 550(ガス) 皮膚刺激性 ラット、ウサギ 重度の刺激性あり 眼刺激性 ウサギ 重度の刺激性あり 皮膚腐食性 In vitro 試験:腐食性陽性	接着剤、洗剤、樹脂用添加剤、樹脂硬化剤、試薬、ウレタンラッカー製造時の鎖伸長剤の中間物

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀(Lethal Dose 50)又はLC₅₀(Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
オキシ三塩化バナジウム	$\begin{array}{c} \text{Cl}^- \\ \text{Cl}^- \text{V}^{+5} \text{O}^{2-} \\ \text{Cl}^- \\ \text{VOCl}_3 \\ \text{分子量 } 173.3 \\ \text{CAS No. } 7727-18-6 \end{array}$	原体及びこれを含有する製剤	外観:黄色/レモン色の液体(吸湿性) 沸点:127°C 融点:-77°C 比重:1.83(g/mL) 蒸気密度:6.0(空気=1) 蒸気圧:19.3mmHg(=2.57kPa, 25°C) 溶解性: 水に溶解(分解)、メタノール、エーテル、アセトンに可溶 引火性:— 安定性:— 反応性: 水と反応して塩酸及びバナジウム塩を生成	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 140 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) — 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L(4hr)) — 皮膚刺激性/皮膚腐食性 刺激性あり 実験動物 知見なし In vitro 試験 EpiDerm™: 腐食性陽性 VitroLife-Skin™: 腐食性陽性	オレフィン重合(エチレン-プロピレンゴム)の触媒、有機バナジウムの合成、染料の繊維固着剤

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀(Lethal Dose 50)又はLC₅₀(Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
1, 3-ジクロロプロペン	<p>シス体(Z体)</p> $\begin{array}{c} \text{H} & & \text{H} \\ & \backslash & / \\ & \text{C} = \text{C} \\ & / & \backslash \\ \text{Cl} & & \text{CH}_2\text{Cl} \end{array}$ <p>トランス体(E体)</p> $\begin{array}{c} \text{H} & & \text{CH}_2\text{Cl} \\ & \backslash & / \\ & \text{C} = \text{C} \\ & / & \backslash \\ \text{Cl} & & \text{H} \end{array}$ <p>C₃H₃Cl₂ 分子量 110 CAS No. 542-75-6</p>	原体及びこれを含有する製剤	<p>外觀: 淡黄褐色透明液体</p> <p>沸点: (シス体) 103.8°C ~ 105.2°C (トランス体) 114.5°C</p> <p>融点: (シス体) -85°C (トランス体) < -25°C</p> <p>密度: (シス体) 1.221 (g/cm³) (23°C) (トランス体) 1.23 (g/cm³) (24°C)</p> <p>蒸気圧: (シス体) 4,850 Pa (25°C) (トランス体) 2,982 Pa (25°C)</p> <p>溶解性(19°C): 有機溶媒(キシレン, ジクロロエタン, アセトン, メタノール, 1-オクタノール, 酢酸エチル)に可溶。</p> <p>水溶解度: (シス体) 2.45 (g/l) (20°C) (トランス体) 2.52 (g/l) (20°C)</p> <p>安定性(対熱): 150°Cまで安定</p> <p>反応性: アルミニウム、マグネシウム、亜鉛、カドミウム及びそれらの合金性容器との接触で金属の腐食あり。</p> <p>引火性: 第4類第二石油類 (引火点: 28°C)</p>	<p>製剤(E体46%, Z体46%): 急性経口毒性 LD₅₀ (mg/kg) ラット(♂) 190, 207 ラット(♀) 168, 278</p> <p>製剤(E体41.9%, Z体52.6%): 急性経皮毒性 LD₅₀ (mg/kg) ラット(♂♀) 333</p> <p>皮膚刺激性 ウサギ(♂♀) 中程度の刺激性あり</p> <p>眼刺激性 ウサギ(♂♀) 中程度の刺激性あり</p> <p>製剤(E体49%, Z体49%): 急性吸入毒性 LC₅₀ (ppm(4hr)) ラット(♂) 629.5(蒸気) ラット(♀) 615.6(蒸気)</p> <p>製剤(EZ体合計92%,以上): 皮膚刺激性 ウサギ(♀) 重度の刺激性あり</p> <p>眼刺激性 ウサギ(♀) 重度の刺激性あり</p>	農薬(殺虫剤)

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

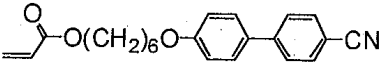
※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又はLC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

濃度下限値設定により劇物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
アセトニトリル40%以下を含有する製剤	CH_3CN $\text{C}_2\text{H}_3\text{N}$ 分子量 41.05 CAS No. 75-05-8	これを含有する製剤	外観: 無色液体 沸点: 81.6°C (760mmHg) 融点: -45°C 密度: 0.7857g/cm ³ 蒸気圧: 74mmHg (9.86 × 10 ³ Pa) (20°C) 溶解性: エタノール、エーテル、アセトン、不飽和炭化水素と混和 水溶解度: 水と混和 引火性: 5.6°C (開放形)、12.8°C (閉鎖系) 発火性: 524°C	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 160~4050 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ウサギ 390~3940 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/m ³ (4hr)) ラット 26.8 (蒸気) 皮膚刺激性: - 眼刺激性: - 40%製剤: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット(♀) > 2,000 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット(♀) > 2,000	有機合成出発原料、アクリルニトリル系合成繊維の溶剤

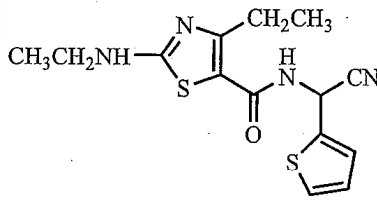
※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又はLC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
4-[6-(アクリロイルオキシ)ヘキシルオキシ]-4'-シアノビフェニル	 <p style="text-align: center;"> $C_{22}H_{23}NO_2$ 分子量 349.42 CAS No. 89823-23-1 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観: 白色結晶性固体 沸点: - 融点: 47°C~50°C 密度: - 蒸気圧: - 溶解性: 水には不溶、有機溶媒には可溶 水溶解度: - 安定性: 通常条件では安定。加熱、直射日光、過酸化物等により重合あり。 反応性: 水との反応性はない。避けるべき条件は、光、熱 引火性: -	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) $ラット(♀) > 2,000$ 急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) $ラット(♂♀) > 2,000$ 急性吸入毒性 LC_{50} (mg/L (4hr)) $ラット(♂♀) > 5.19$ (ダスト) 皮膚刺激性 - 眼刺激性 ウサギ(♀) 軽度の刺激性あり	液晶原料

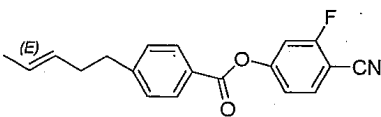
※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50) 又は LC_{50} (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
N-[(RS)-シアノ(チオフェン-2-イル)メチル]-4-エチル-2-(エチルアミノ)-1,3-チアゾール-5-カルボキサミド(別名エタボキサム)	 <p>C₁₄H₁₆N₂OS₂ 分子量 320.43 CAS No. 162650-77-3</p>	原体及びこれを含有する製剤	外観: 白色粉末 沸点: 185°Cで融解時に分解のため測定不能 融点: 185°Cで融解時に分解のため測定不能 密度: 1.307g/cm ³ (20°C) 蒸気圧: 8.1×10 ⁻³ Pa (25°C) 水溶解度: 4.8 mg/L (20°C) (精製水) 安定性: 室温から 150°Cまで安定(耐熱性)	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット > 5,000 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット > 5,000 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/m ³ (4hr)) ラット > 4.89 (ダスト) 皮膚刺激性 ウサギ* - (0.5g 適用) 眼刺激性 ウサギ* - (37mg (0.1mL 相当) 適用) 皮膚感作性 モルモット - (Maximisation 法)	農薬(殺菌剤)

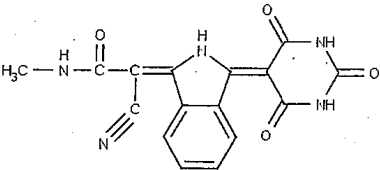
※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又はLC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
4-シアノ-3-フルオロペンタ-3-エン-1-イル]ベンゾアート	 <p style="text-align: center;"> $C_{19}H_{16}FNO_3$ 分子量 309.33 CAS No. 139443-69-9 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観: 白色結晶性粉末 沸点: - 融点: 65°C 密度: - 蒸気圧: - 溶解性: トルエン、アセトンに溶解 水溶解性: 水にほとんど溶けない。	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) $ラット(\sigma) > 2,000$ 急性吸入毒性 LC_{50} (mg/L (4hr)) $ラット(\sigma, \omega) > 5.22$ (ダスト) 皮膚刺激性: ウサギ(σ) -	液晶表示素子に用いる液晶組成物の構成成分

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

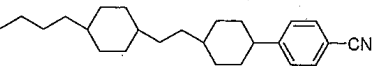
※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
2-シアノ-N-メチル-2-[3-(2,4,6-トリオキソテトラヒドロピリミジン-5(2H)-イリデン)-2,3-ジヒドロ-1H-インドール-1-イリデン]アセトアミド(別名ピグメントイエロー185)	 <p>C₁₆H₁₁N₅O₄ 分子量 337.29 CAS No. 76199-85-4</p>	原体及びこれを含有する製剤	外観: 黄色粉末、無臭 沸点: >330°C 融点: - 密度: 約 500kg/cm ³ 蒸気圧: - 溶解性: ・アセトン, メタノール, エタノール, トルエン: <1mg/L ・DMF: 150mg/L 水溶解度: <50mg/L 安定性(対熱): 200°C以上で熱分解 反応性: 粉塵爆発の危険あり。 その他: Log Pow; 1.4(25°C)	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット(♂♀) >5,000 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L(4hr)) ラット(♂♀) >5.42(ダスト) 皮膚刺激性: ウサギ(♂♀) - 眼刺激性: ウサギ(♂♀) -	プリンタートナー用顔料

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

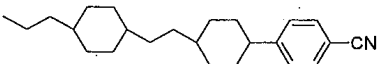
※ LD₅₀(Lethal Dose 50)又はLC₅₀(Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
4-[トランス-4-[2-(トランス-4-ブチルシクロヘキシル)エチル]シクロヘキシル]ベンズニトリル	 <p style="text-align: center;">C₂₅H₄₇N 分子量 351.57</p>	原体及びこれを含有する製剤	外観：白色結晶性粉末 沸点：－ 融点：72℃ 密度：－ 蒸気圧：－ 溶解性：トルエン、アセトンに溶解 水溶解性：水にほとんど溶けない。	原体： 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット(♀) > 2,000 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L (4hr)) ラット(♂♀) > 4.84 (ダスト) 皮膚刺激性：ウサギ(♂) －	液晶表示素子に用いる液晶組成物の構成成分

※ 急性毒性：単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又はLC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
4-[トランス-4-[2-(トランス-4-プロピルシクロヘキシル)エチル]シクロヘキシル]ベンズニトリル	 <p style="text-align: center;">C₂₄H₃₅N 分子量 337.54</p>	原体及びこれを含有する製剤	外観: 白色結晶性粉末 沸点: - 融点: 91°C 密度: - 蒸気圧: - 溶解性: トルエン、アセトンに溶解 水溶性: 水にほとんど溶けない。	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット(♀) ≥ 2,000 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L (4hr)) ラット(♂♀) ≥ 4.85 (ダスト) 皮膚刺激性: ウサギ(♂) -	液晶表示素子に用いる液晶組成物の構成成分

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又はLC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。